令和８年度就学援助制度のお知らせ

大磯町では、経済的な支援を必要としている家庭に対し、学用品等の費用の一部を就学援助費として援助しています。

１　対象となる方

（１）　生活保護を受給している方

（２）　今年度もしくは前年度において次のア～キのいずれかに該当する方

ア　生活保護が停止または廃止になった。

イ　町民税が非課税又は町民税、固定資産税、個人事業税のいずれかの減免の扱いを受けた。

ウ　国民年金の掛け金又は国民健康保険の保険料の減免の扱いを受けた。

エ　児童扶養手当が支給された。（死亡や離婚等で父・母子家庭になった場合などに支給される手当）

オ　生活福祉資金の貸し付けを受けた。

カ　町認定基準による収入認定額が最低生活費を下回る。

対象となる世帯の年間所得額の目安 ※　世帯構成、年齢等により額が異なります。	２人世帯（大人１人、子供１人）	1,886,000円
	３人世帯（大人１人、子供２人）	2,426,000円
	４人世帯（大人２人、子供２人）	2,846,000円

キ　上記のア～カ以外で保護者の死亡や災害等により経済的に児童生徒が就学困難となる特別な事情が生じた。

２　援助の内容　※支給額は令和７年度の参考額です。支給額に変更がある旨ご留意ください。

	種類	支給額（令和７年度参考額）	対象
1	学用品費	小学生：11,630円　中学生：22,730円	全学年
2	通学用品費	2,270円	小・中学校の１年生を除く全学年
3	校外活動費	実費	全学年
4	新入学児童生徒学用品費	小学校１年生　57,060円	小学校入学予定者、小学校１年生（入学前未支給者）
		中学校１年生　63,000円	小学校６年生、中学校１年生（入学前未支給者）
5	通学費	実費	公共交通機関での通学距離が小学生４km、中学生６km以上の児童生徒
6	給食費	無償化のため支給なし	全学年（小学校）
7	修学旅行費	実費	小学校６年生、中学校３年生
8	医療費	医療機関の窓口で支払う自己負担分	う歯等の疾病について学校より治療の指示を受けた児童生徒
9	卒業アルバム代	実費	小学校６年生、中学校３年生
10	昼食費	4,900円	全学年（中学校）

※ 生活保護を受給している方は、7及び9のみ援助を受けることができます。

３　申請手続き

この制度を希望する保護者は、次のとおり申請してください。（生活保護受給中の方は申請書の提出は不要です。）

（１）提出書類（学校教育課もしくは通学している学校にあります）

①大磯町児童生徒就学援助費交付申請書

②添付書類

・「１　対象となる方（２）」の該当項目がア～オもしくはキの方

該当事由を証明出来る書類の写し（例：児童扶養手当証書、生活保護の廃止または停止決定通知書等）

・「１　対象となる方（２）」の該当項目がカの方

申請者及び同一世帯で収入のある全員の令和７年中の収入証明書（例：確定申告書の写し、源泉徴収票等）

※　令和８年１月１日に大磯町に住民票があり収入の申告をしている方は収入証明書の添付は不要です。

③**振込先口座がわかる書類（通帳またはキャッシュカードの写し）**

（２）提出先

令和８年度に通学する学校

（３）提出期限

令和８年４月30日(木)

※　提出期限を過ぎますと、４月分の援助費が受給できなくなります。（５月以降の認定となります。）

４　注意事項

新入学児童生徒学用品費の交付を入学前に受けた方でも、令和８年度就学援助費の交付を希望する場合には、入学後に改めて申請が必要です。

５　問い合わせ

（１）大磯町教育委員会 教育部　学校教育課　教育総務係　電話 0463-61-4100　（内線）322

（２）通学している学校